

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保 1) 埋設個別 04 R0
提出年月日	2023 年 10 月 20 日

自主検査（放射性廃棄物等）に係る運用の変更  
の補足説明資料

# 目次



1. 概要	1
2. 経緯	2
3. 変更理由等	3
4. 保安規定の新旧比較	4
添付資料 1 : 確認証事前一括交付に伴う変更点	5
参考資料 1 : 「廃棄物受入基準」、「放射性廃棄物等の技術上の基準」及び自主検査の確認項目	7

# 1. 概要



本資料は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請内容のうち「自主検査（放射性廃棄物等）に係る運用の変更」の経緯、変更理由等について説明するものである。

## 2. 経緯



- 2020年4月1日に新検査制度（※1）の運用が開始され、これまで原子力規制庁が行っていた使用前検査等を事業者自らが主体的に行う仕組みが導入された。
- 埋設事業においては、使用前検査等に該当するプロセスはないものの、新検査制度の導入の主旨を踏まえて、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（第二種事業規則（※2）に定められる放射性廃棄物等の技術上の基準を含む）へ適合することの確認（以下「自主検査」という。）を導入した。
- これに伴い、低レベル放射性廃棄物埋設センターと独立した部署として検査課を設置し、自主検査を実施してきた。
- 2023年4月1日施行の「廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド（廃棄物確認）」により、廃棄物確認申請後に第二種廃棄物埋設確認証が一括交付される運用となった。
- これにより法定確認として原子力規制委員会が実施する廃棄物確認は、第二種事業規則に定められている放射性廃棄物等の技術上の基準のみが判断基準であり、管理建屋での外観確認の結果に依らず確認証が交付できるという考え方が明確になった。
- これを踏まえ、検査課が実施する自主検査を事前一括交付に即した運用となるように、廃棄体を低レベル廃棄物管理建屋に受け入れた後に行われる外観確認に対する自主検査を取りやめ、当社が定める廃棄物受入基準独自の項目である「著しい破損」を自主検査対象外とする必要がある。

※1 原子力施設に対する新たな検査制度

※2 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

# 3. 変更理由等



## 【変更の理由】

検査課が実施する自主検査を放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設確認証の事前一括交付に即した運用とする。なお、「定置に当たり」の記載について、現在の分割交付の運用では、「定置直前」という意味合いで運用されていたことから、誤解がないように削除する。

## 【変更の内容】

第18条 1 項及び 2 項の検査課長が実施する自主検査の判断基準等を見直す。

## 【変更の妥当性】

自主検査の運用が、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設確認証の事前一括交付に即した運用となることから本変更は妥当である。

なお、本変更によって、自主検査の判断基準から「著しい破損」の確認項目が外れることになるが、これまでと同様に発電所監査において、埋設業務課が外観確認の記録（「著しい破損」を含む）による監査を行うことから、廃棄物受入基準を満たさない廃棄体が申請対象となることはない。また、廃棄体の受入れ後、管理建屋にて運営課が廃棄体の外観確認として「著しい破損」の確認を実施することから、廃棄物受入基準を満たさない廃棄体が埋設されることはない。

# 4. 保安規定の新旧比較

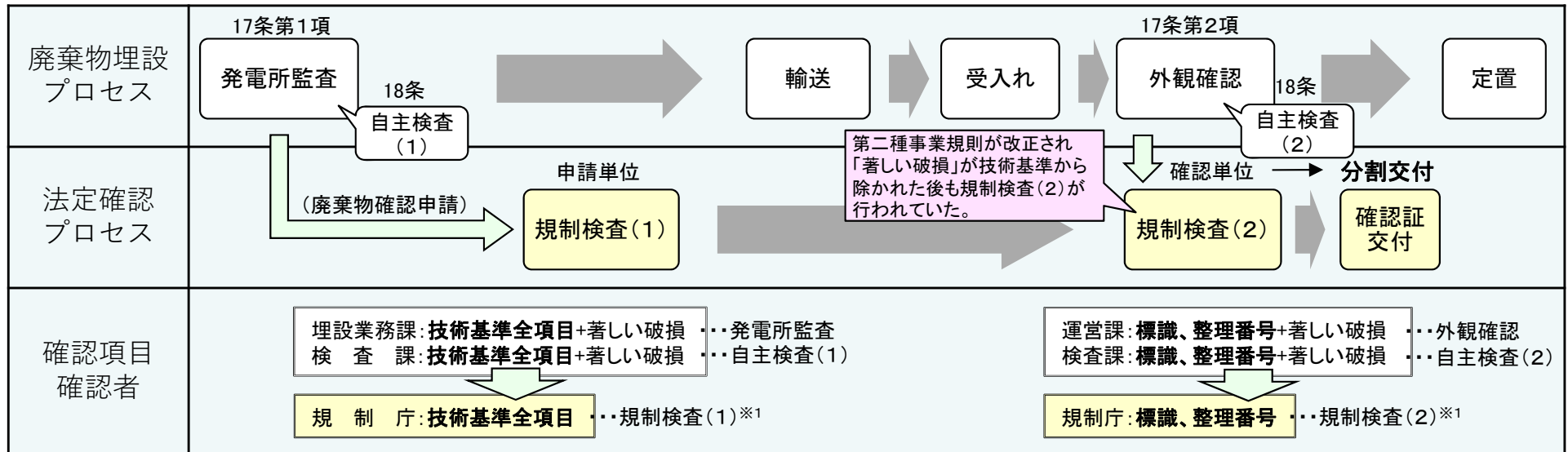
現行	改正後
<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 安全・品質保証部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体<del>の定置に当たり、廃棄物受入基準</del>（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準<del>を包含する。</del>）<u>へ</u>適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄体が<del>廃棄物受入基準</del>に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が<del>廃棄物受入基準</del>に適合することを最終判断する。</p> <p>3 ～ 6 省略</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>イ 放射能濃度の妥当性確認するために十分な方法</p> <p>ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>ハ その他廃棄体が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 安全・品質保証部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体<del>が</del>埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準<u>に</u>適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄体が<del>埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準</del>に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が<del>埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準</del>に適合することを最終判断する。</p> <p>3 ～ 6 省略</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>イ 放射能濃度の妥当性確認するために十分な方法</p> <p>ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>ハ その他廃棄体が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</p>

# 添付資料 1

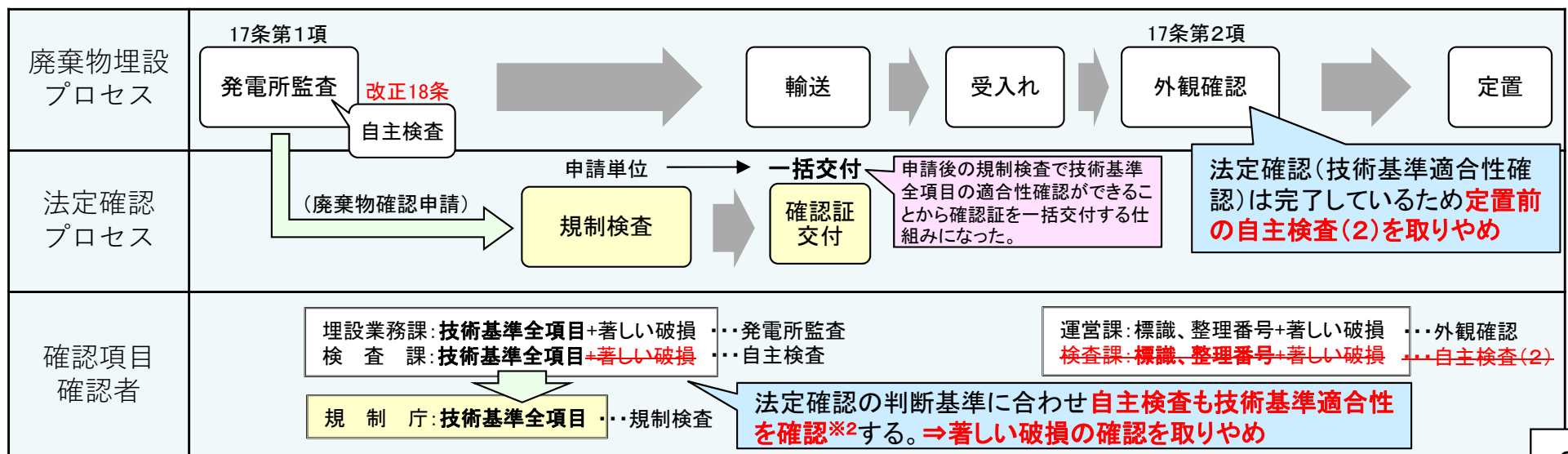
確認証事前一括交付に伴う変更点

# 確認証事前一括交付に伴う変更点

## 以前の確認証交付までの流れ(分割交付)



## 現在の確認証交付までの流れ(事前一括交付) 赤文字は保安規定改正し運用変更する箇所



※2 自主検査は法定確認に係る項目を対象として実施



## 参考資料 1

「廃棄物受入基準」、  
「放射性廃棄物等の技術上の基準」  
及び自主検査の確認項目

# 「廃棄物受入基準」、「放射性廃棄物等の技術上の基準」 及び自主検査の確認項目



## 「廃棄物受入基準」、「放射性廃棄物等の技術上の基準」及び自主検査の確認項目

確認項目	技術基準	受入基準	第18条 【検査課】	第17条第1項 【埋設業務課】	第17条第2項 【運営課】
1.固型化の方法	●	●	○	○	
2.最大放射能濃度	●	●	○	○	
3.表面密度限度	●	●	○	○	
4.健全性を損なうおそれのある物質	●	●	○	○	
5.耐埋設荷重	●	●	○	○	
6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	●	●	○	○	
7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	●	●	○	○	※
8.固型化後の経過期間／廃棄物発生後の経過期間	●	●	○	○	
9.表面線量当量率	●	●	○	○	
10.廃棄体重量	●	●	○	○	
11.著しい破損		●		○	○

※受け入れた廃棄体が申請された廃棄体と同一であることの照合として実施